資料　３

新・町田市子どもマスタープラン
（後期）
【１章～３章】

はじめに

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨 ・・・

第４章　施策の展開（後期行動計画）

～子どもの成長と支援～　・・・

基本目標Ⅲ　子どもが地域の中で大切にされている ・・・・・・・・・・・
目指す姿１　子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている ・・・
基本施策（１）　地域連携・人材育成の推進 ・・・・・・・・・・・
基本施策（２）　地元事業所・商店の関わり ・・・・・・・・・・・
基本施策（３）　体験活動ができる場の充実 ・・・・・・・・・・・
基本施策（４）　子どもの居場所の充実 ・・・・・・・・・・・・・
目指す姿２　みんなが安全・安心に子育てをしている ・・・・・・・・・
基本施策（１）　子どもの安全・安心の確保 ・・・・・・・・・・・
基本施策（２）　子育てしやすいまちづくり ・・・・・・・・・・・

第５章　第二期町田市子ども・子育て支援事業計画

１　地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期 ・・・・・・・・・・・
３　地域子ども・子育て支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【参考】地域別人口推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第６章　その他事業の方向性

１　学童保育クラブ質の向上５ヵ年計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　町田市学童保育クラブ研修基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・

第７章　計画の推進

１　計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＜参考資料＞

１　計画の策定について（諮問・答申） ・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　アンケート調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３　町田市子ども・子育て会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
４　関連法・国の動向・その他計画など ・・・・・・・・・・・・・・・・・
５　用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
６　索引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　計画の概要

1　計画策定の背景と趣旨

町田市（以下「本市」という。）では、子ども施策の基本計画「新・町田市子どもマスタープラン」を、２０１５年度からの１０年計画として策定し、前期行動計画（５年）を進めてきました。

その間にも少子化の流れは進み、本市の人口推移は、０歳から１４歳の転入超過数が全国でも上位に入っている一方で、合計特殊出生率※1 は東京都２６市の中で１５番目、出生率は４番目に低い水準となっている状況です。

少子化の流れは、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会や経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化が進み、地域とのつながりが少ないこと、児童虐待や経済的に困難な状況にある家庭の貧困の連鎖など、子どもと家庭を取りまく問題は多様化しています。加えて、ＩｏＴ※2、人工知能（ＡＩ）※3といった、社会の在り方に大きな影響を与える新たな技術が進んでおり、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の形成など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが課題となっています。

このような社会情勢が変化する中で、国は、２０１２年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連３法』を成立させました。そして、２０１５年４月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、現在も待機児童は発生しており、保育を必要とする家庭のすべてが、保育を利用できている状況ではありません。

そのため、待機児童の解消を目指して、２０１７年６月に「子育て安心プラン」が公表され、２０１８年度から２０２２年度末までに女性の就業率８０％にも対応できる約３２万人分の保育の受け皿を整備することとしました。また、２０１７年１２月に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、その期間を２０２０年度末までと前倒しにし、さらに、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

また、小学生においても、共働き家庭などの増加に対応することと、次代を担う人材を育成するため、２０１８年９月に、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

これらの国の動向をふまえ、本市では「新・町田市子どもマスタープラン」の

前期行動計画が２０１９年度で終了を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、計画の見直しを行い、後期行動計画の新たな取り組みや目標を定めます。

※１　１人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。
※２　モノのインターネット（Internet of Things）。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
※３　言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

２　計画の位置づけ

この計画は、町田市における子ども施策の基本計画として策定しています。

これまでの子ども施策の取り組みを活かしながら、上位計画である「町田市基本構想」「まちだ未来づくりプラン」「町田市５カ年計画１７-２１」や関連計画などと連携・整合性を図っていきます。

また、後期行動計画には、「町田市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を含みます。子どもに関する下位計画等（「町田市子ども発達支援計画」「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート」「子どもの居場所の配置に関する基本構想」）も施策の中に取り込み、子どもに関する施策を総合・計画的に推進できるよう、「子どもに関する統合した計画」として策定します。

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期・学童期を経て、青少年期に至る１８歳までの子ども・青少年とその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

[計画の位置付け]
町田市基本構想
まちだ未来づくりプラン
町田市５ヵ年計画 17-21
[各分野の主要な計画]
新・町田市
子どもマスタープラン
新・町田市次世代育成
支援対策推進行動計画
町田市子ども・子育て
支援事業計画
根拠となる法律
次世代育成支援
対策推進法
子ども・子育て
支援法
連携
整合性
関連計画等
町田市教育プラン
町田市保健医療計画
町田市地域福祉計画
町田市食育推進計画
町田市障がい者計画
など
下位計画等
町田市子ども発達支援計画
町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート
子どもの居場所の配置に関する基本構想

３　計画の期間

２０１５年度を初年度とする１０年間の計画の後期計画として、２０２０年度から２０２４年度までを計画期間とします。

［ 計画期間 ］

第２章　町田市の子どもを取り巻く状況

1　子どもと家庭の現状

（１）人口の推移

本市の総人口は、２０１９年4月１日現在でみると４２８，７０６人となっています。

年齢３区分別人口推移をみると、２０１５年以降、０～１４歳、１５～６４歳は減少しているのに対し、６５歳以上は増加傾向にあり、今後も増加していくことが見込まれます。

年齢３区分別人口の推移と推計

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）
※総数には年齢不詳含む

本市の０～１１歳までの人口推移をみると、２０１５年以降減少傾向にあり、２０１９年4月１日現在で４１，６０９人と、5年間で2，６８３人減少しています。今後も減少傾向は続くことが見込まれます。

年齢別子どもの人口推移

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）出生数と合計特殊出生率

本市の出生数の推移をみると、２０１３年から年々減少し、２０１７年には２，７５５人と２０４人減少しています。

合計特殊出生率の推移をみると、東京都をほぼ上回っているものの、全国の平均を下回る水準で推移しています。

出生数と合計特殊出生率の推移

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」
全国は厚生労働省「人口動態統計」

（３）女性の就労状況

本市の女性の年齢別就労状況をみると、増加傾向にあり、特に３０～４４歳の就労率が増加していますが、東京都や全国と比較するとやや低い水準にあります。

女性の年齢別就労率の推移

資料：総務省統計局「国勢調査」

（４）子育て世帯の状況

本市の核家族世帯数※1 の推移をみると、一般世帯数※2 とともに年々増加しており、２０１５年で１１２，４８４世帯となっており、３世代世帯については、減少傾向にあります。

また、ひとり親世帯（父子世帯数・母子世帯数）は２０１０年と比べ、２０１５年はほぼ横ばいとなっています。

核家族世帯、ひとり親世帯数の推移

	2005 年	2010 年	2015 年
一般世帯数	162, 999	179, 923	186, 454
３世代世帯	6, 447	5, 431	4, 330
核家族世帯	103, 548	110, 543	112, 484
18 歳未満親族のいる父子世帯	210	336	311
18 歳未満親族のいる母子世帯	2, 117	2, 425	2, 485

資料：総務省統計局「国勢調査」

※1 核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯
※2 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり、又は１戸を構えて住んでいる単身者(学生の寮や寄宿舎、社会施設の入所者などの施設等の世帯は除く)

（５）子ども発達センター相談件数

子ども発達センターの相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、２０１８年度で１，０６８件となっています。

子ども発達センター相談件数

資料：町田市子ども発達センター

（６）子ども家庭支援センター相談件数

子ども家庭支援センターの相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあります。特に、被虐待の件数が増加しており、２０１８年度で６２０件となっています。

子ども家庭支援センター相談件数

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
被虐待	405	410	465	497	620
養護	198	126	107	111	86
発達発育	8	1	1	0	0
育成	154	33	9	17	11
非行等	11	2	4	3	1
その他	1,313	1,575	2,051	2,412	2,889
合計	2,089	2,147	2,637	3,040	3,607

資料：町田市子ども家庭支援センター

２　子ども・子育て支援の現状と課題

（１）子どもの権利が守られること

少子化に対し、検討・対応することは市全体の重要な課題となっています。まずは、子どもが町田市に愛着を持ち、「将来も町田市に住み続けたい」と思えるような働きかけを行っていくことが必要です。

取り組みの１つとして、子どもが一人の市民として「意見を表明する権利」を推進する「子どもの参画」を広めています。子どもの意見を施策に取り込むため、「市民参加型事業評価」への高校生の参加や、「若者が市長と語る会」で子どもと市長が直接意見を交わすことなどを行っています。また、これらの取り組みが評価され、本市は日本ユニセフ協会と共に「日本型子どもにやさしいまちモデル」の基準作りに参加しています。今後はさらに、市全体の施策の検討へ「子どもの参画」を拡充していくことが必要となります。

そして、子どもが自分らしく安心してくらすためには、その権利が守られることが重要です。全国的に深刻な児童虐待事件が後を絶たず、本市においても引き続き、児童相談所などの関係機関と緊密な連携を図り、発生予防からアフターケアまでの一連の支援、子どもが相談しやすい仕組み作りや、周知活動などを行っていくことが必要です。子どもに向けての取り組みとして、子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」や、子ども家庭支援センター職員が小学校に出向き寸劇などを行う「出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）」を行っており、今後も子どもの相談支援や児童虐待についての理解を深める活動を続けていきます。

（２）子育て家庭への支援

女性の社会進出や、共働き家庭の増加による生活様式の変化などから、保育を必要とする子育て家庭は増加しています。本市でも保育所等の増設や、送迎保育ステーション事業など、待機児童解消に取り組んでいます。その結果、２０１９年度は待機児童数が１２７人になり、２００１年度以降最も少ない人数となりました。しかし、依然として、１歳児を中心とした待機児童は解消されていません。今後も保育を必要とする家庭が増えることが予測される中で、保護者の利用希望（保育ニーズ）を適切に把握しながら、待機児童の解消に向け、保育施設の整備に取り組んでいきます。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が多様化する中、施設の数などの「量

的拡充」だけでなく、提供されるサービスの「質の向上」に努める必要があります。さらには、さまざまな生活様式に合ったサービスを選択できるようにし、子育て家庭に妊娠期から子育て期まで「切れ目のない支援」を行う必要があります。

社会的には、ひとり親家庭などの経済状況が、子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる「子どもの貧困」が注目されています。支援が必要な家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、「子ども食堂」など地域の支援者と連携しながら、支援を行うことが求められています。

本市においても経済的な課題を抱えた家庭が一定数見られ、本計画の下位計画にあたる「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」を２０１６年度に策定し、支援を円滑に進められるようにしました。その他にも、ふるさと納税を活用した、「おうちでごはん」事業を行い、ボランティアが手作りのお弁当を届けることで、家事の負担軽減や親子間でのコミュニケーションの時間の増加を目指しています。また、この事業では、お弁当の配達以外にも社会福祉協議会の職員が家庭を訪問し、相談支援を実施しています。

さらに、子どもの発達に不安を抱え、子ども発達センターへ相談をする家庭も増えています。本市では、必要な支援や保護者の不安軽減につながるように「町田市子ども発達支援計画」を２０１７年度に策定し、支援が切れ目なく続くように計画を推進しています。今後もより一層、相談窓口や事業の周知に努めていく必要があります。

（３）地域と子育て

子どもが地域（人・場所・機会）とつながることにより、家族以外の人との関わりから、新たな考えや刺激を受け、コミュニケーション能力の向上や子どもの自尊心や自己肯定感の向上につながっていきます。そのためには、さまざまな体験や世代間交流ができる場を充実させることが必要です。

本市では、子どもの居場所づくりにおいて、冒険遊び場や子どもクラブなどの整備を進めております。さらに、放課後の子どもの居場所の一つである「新たなまちとも」では、地域の人材を活用して事業を行い、質の向上を図るために子どもセンターの職員が定期的に巡回し、必要に応じて相談を受け、助言・助言を行っています。また、地域子育て相談センターでは、地域のさまざまな人材を発掘し、世代を超えて地域の方が活躍できる場や機会を作っています。引き続き、子育て施策と地域のつながりを強化し、地域全体で子育て支援が出来る仕組みづくりを形成することが必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

［ 基本理念 ］

子どもが自分らしく安心して
暮らせるまちをみんなで創り出す

本計画は「新・町田市子どもマスタープラン」の後期行動計画として位置付けられることから、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本理念である「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を引き続き基本理念として掲げていきます。

すべての子どもの心身ともに安全で健やかな成長を実現することは、社会全体の重要な課題です。人間としての基礎的な資質が作られるこの時期、大人と子どもの関わり方は、今後の子どもの人生に大きく影響します。

また、子どもは現在も市民の一員であるとともに、将来の社会を担う重要な存在です。子どもが健やかに育ち、豊かな社会性を育むことは、子どもの人生を充実させるとともに、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。

このような考えのもと、「子どもの未来」を重点的に捉え、町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含めて市全体で子どもと子育て家庭を支援していきます。

2 基本的な視点

一人ひとりの子どもの権利実現

子どもは一人の市民です。子どもも大人と同様に、自分の意見を表明することができ、さまざまな決定に参画する権利があります。子ども自らが考え行動し、人と関わりながら成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもへの権利侵害がおきた場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

子どもも大人も相互理解を深めながら、市民として現在と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。

子どもと保護者がともに成長する

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する保護者が多くなっています。子育てには、子どもが成長するときに、親も新たな体験を積み重ね、ともに成長していく視点が必要です。

子育てスタート期を大切にし、その場だけの助け合いや連携で終わらずに、地域での子育て仲間の形成や地域で支え合える仕組みを作り、子どもも保護者も地域の人々と一緒に成長することが必要です。

地域の中で家庭を孤立させない

子育ての主体は家庭にあります。しかし、家庭の中で解決できない時や行き詰まった時に、相談に乗ってもらうことはとても大きな力になるものです。一方で、子育て観や生活様式などの多様化から、子育て家庭と地域との結びつきに難しさを感じる人も多くなっています。

地域社会と家庭との関わり方に視点を当てた地域活動が、柔軟に展開され、子育ての支え合いのできる地域社会を創ることが必要です。

市民（子どもと大人）と行政の協働を進める

子どもに関わることは、子どもと大人が協働（同じ目的のために、協力して共に働くこと）して取り組んでいくことが必要です。また、市民と行政は、行政がやるべきこと、市民ができることを話し合い、お互いに責任をもって事業を創り出していくことが大切です。

子どもと大人が協働することによって、当事者の視点が明確になりそれぞれの地域の実情にあった活動の方向性が明らかになります。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと３つの基本目標を掲げ計画を推進します。

基本目標 Ⅰ
子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

基本目標 Ⅱ
子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

基本目標 Ⅲ
子どもが地域の中で大切にされている

4 施策の体系

[基本理念]
[基本視点]
[基本目標]
子どもが自分らしく安心して　暮らせるまちをみんなで創り出す
一人ひとりの子どもの権利実現
子どもと保護者がともに成長する
地域の中で家庭を孤立させない
市民（子どもと大人）と行政の協働を進める
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている
Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている
Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

［ 目指す姿 ］	［ 基本施策 ］
1　子どもが様々な場面に参加し、意見を発信している	（1）コミュニケーション能力をのばす
	（2）自分の意見を発信できる場や機会の確保
	（3）子どもの悩みに対する支援の充実
2　子どもが個性や能力を最大限に発揮している	（1）幼児教育・保育の充実
	（2）学校教育の充実
	（3）子どもの心と身体の健康教育
1　子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている	（1）妊娠期から子育てを支える
	（2）子育ての相談・支援の充実
2　子育てと仕事の両立ができている	（1）多様な保育の充実
	（2）男女共同の子育てを進める
3　支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている	（1）発達に支援が必要な子どもと家庭への支援
	（2）ひとり親家庭・貧困への支援
	（3）虐待の防止と支援の充実
	（4）外国籍家庭への支援
4　一人ひとりに情報が確実に届いている	（1）子どもと保護者への情報の発信
1　子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている	（1）地域連携・人材育成の推進
	（2）地元事業所・商店の関わり
	（3）体験活動ができる場の充実
	（4）子どもの居場所の充実
2　みんなが安全・安心に子育てをしている	（1）子どもの安全・安心の確保
	（2）子育てしやすいまちづくり

第４章　施策の展開（後期行動計画）

～子どもの成長と支援～

妊　娠・出　産　期

妊婦健康診査
【保健予防課】 P○○
両親学級
【保健予防課】 P○○

プレママ
クッキング

産後ケア

【 新米ママ・パパ 】 P○○

妊娠期から１８歳まで情報は
子育てサイト
【子ども総務課】 P○○
ほっとメールまちだ
【子ども総務課】 P○○

育児支援ヘルパー事業
【子ども家庭支援センター】 P○○

放課後の居場所は
放課後子ども教室まちとも
【児童青少年課】 P○○
学童保育クラブ
【児童青少年課】 P○○

小　　学

【 おうちでごはん 】 P○○

まこちゃんダイヤル
【子ども家庭支援センター】
P○○
教育相談【教育センター】
P○○

えいごのまちだの推進・
ICT 教育の推進
【指導課】 P○○

【 不登校児への支援 】 P○○

子ども食堂開設支援、子ども食堂ネットワーク
【子ども家庭支援センター】 P○○

【 出前しています 】 P○○

進学相談【教育センター】
P○○

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
【保健予防課】 P○○、○○
乳幼児健康診査
【保健予防課】 P○○

親支援プログラム事業【子育て推進課】 P○○
家庭教育支援事業【生涯学習センター】 P○○

【 みんなと交流 】 P○○
【 マイ保育園と子育てひろば事業 】
P○○

乳・幼児期

～妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援（面接・相談・情報提供など）を行います～
利用者支援事業(出産・子育て応援事業)【子育て推進課・保育・幼稚園課・保健予防課】 P○○

【 さまざまな保育 】 P○○

発達に不安を感じたら
子どもの発達に関する相談
【子ども発達支援課】 P○○

【幼・保・小の連携町田市接続
カリキュラム 】 P○○

生

冒険遊び場

【 子どもの居場所について 】 P○○

子ども創造キャンパス
ひなた村

放課後子ども教室
まちとも

子どもセンター事業【児童青少年課】 P○○、○○
子どもクラブ整備事業【児童青少年課】 P○○

子どもの参画については
子どもの参画推進事業
【児童青少年課】 P○○
町田市市民参加型事業評価・若者が市長と語る会
P○○

中学生・高校生

【 ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業」 】 P○○